



三重県公報

平成30年8月17日(金)

第 3032 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
531	平成30年度クリーニング師試験の実施	(食 品 安 全 課)	2
532	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 がい 福 祉 課)	2
533	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
534	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
535	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
536	同件	(同)	5
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	第47回採石業務管理者試験の実施	(防 災 砂 防 課)	9
	土地区画整理組合の理事の退任の届出	(都 市 政 策 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(情 報 シ ス テ ム 課)	10

告 示

三重県告示第 531 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 30 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成 30 年 11 月 21 日 (水)	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から同月 9 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所又は四日市市保健所

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 7 cm、横 6 cm で、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県医療保健部食品安全課

三重県告示第 532 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
整形外科	にいみ整形外科	桑名市大字赤尾 2029 番地	整形外科	整形外科	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 533 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	株式会社 長谷部薬局	はせべ薬局 新町店	株式会社 長谷部薬局		薬局	平成 30 年 7 月 2 日

三重県告示第 534 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンタウン四日市泊
四日市市泊小柳町 2 番 6 ほか 5 筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番地 1 号	渡邊 修

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番地 1 号	渡邊 修

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成 31 年 4 月 2 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
12,249 m²
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	244 台	縦覧による
駐車場 2	467 台	縦覧による
合 計	711 台	

- 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	30 台	縦覧による
合 計	30 台	

- 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	137 m ²	縦覧による

合 計	137 m ²	
-----	--------------------	--

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	34 m ³	縦覧による
合 計	34 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXIL ビバ	午前6時00分	午後9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場1	午前6時00分から午後10時00分まで
駐車場2	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成30年8月1日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年8月17日から同年12月17日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第535号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年8月17日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY星川店

桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
2	株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷 邦彦

3	大山 裕子	桑名市大字矢田 98 番地の 2	—
4	種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	—
5	株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 一夫
6	株式会社総本家具新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
7	株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番地	河合 宏光
8	株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

(変更後)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	UDリテール株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	梅本 稔
2	種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	—
3	株式会社総本家具新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
4	株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番地	河合 映治
5	株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
下記の小売業者以外	午前 9 時 00 分	午前 2 時 00 分
株式会社三洋堂書店	午前 10 時 00 分	午前 0 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
下記の小売業者以外	午前 8 時 00 分	午前 2 時 00 分
株式会社三洋堂書店	午前 10 時 00 分	午前 0 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場 1 及び 2	午前 8 時 30 分から午前 2 時 30 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場 1 及び 2	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで

3 変更年月日

平成 30 年 9 月 21 日

4 変更理由

入店する小売業者の変更及び営業計画変更のため

5 届出の日

平成 30 年 8 月 1 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 8 月 17 日から同年 12 月 17 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 536 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規程による届出とみなし同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年8月17日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近鉄プラザ桔梗が丘

名張市桔梗が丘1番町1街区2番1ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 11,040 m²

(変更後) 5,992 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	位置	収容台数
駐車場1	A棟4階	133台
駐車場2	A棟屋上階	108台
駐車場3	B棟屋上階	366台
合計		607台

(変更後)

駐車場	位置	収容台数
駐車場1	A棟4階	116台
駐車場2	A棟屋上階	108台
駐車場3	隔地	46台
合計		270台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場	位置	収容台数
駐輪場1	A棟2階北側	75台
駐輪場2	B棟1階北側	120台
合計		195台

(変更後)

駐輪場	位置	収容台数
駐輪場1	A棟2階北側	75台
駐輪場2	A棟1階南西側	120台
合計		195台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設	位置	容量
廃棄物保管施設1	A棟2階北側	53.8 m ³
廃棄物保管施設2	A棟2階北側	33.4 m ³
廃棄物保管施設3	B棟屋上階西側	43.2 m ³
合計		130.4 m ³

(変更後)

廃棄物保管施設	位置	容量
廃棄物保管施設 1	A棟 2階北側	53.8 m ³
廃棄物保管施設 2	A棟 2階北側	33.4 m ³
合計		87.2 m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ぎゅーとら	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分
未定		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ぎゅーとら	午前 8 時 30 分	変更なし
未定		

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場 2	
駐車場 3	

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 8 時 15 分から午後 9 時 30 分まで
駐車場 2	
駐車場 3	

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数
駐車場 1	1 箇所
駐車場 2	
駐車場 3	2 箇所
合計	3 箇所

(変更後)

駐車場	出入口の数
駐車場 1	1 箇所
駐車場 2	
駐車場 3	1 箇所
合計	2 箇所

3 変更する年月日

2(1)及び(2) 平成 31 年 4 月 1 日

2(3) 平成 30 年 9 月 1 日

4 届出の日

平成 30 年 7 月 31 日

5 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

6 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 8 月 17 日から同年 12 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
東員町
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 6 月から平成 28 年 9 月まで
- 3 成果の名称
東員町（山田 4 工区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
東員町山田地内、六把野新田地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 8 月 6 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 8 月から平成 30 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（外平喜地区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町外平喜地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 8 月 6 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 20 年 8 月から平成 23 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（加路戸・新加路戸①②）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町加路戸地内
- 5 認証年月日

平成 30 年 8 月 6 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成 21 年 7 月から平成 23 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（見入①）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町見入地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 8 月 6 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 7 月 10 日から同年 9 月 28 日まで
- 3 作業地域
津市北河路町

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 第 1 項の規定により、第 47 回採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日
平成 30 年 10 月 12 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所
津市栄町 1 丁目 891 番地
三重県勤労者福祉会館 6 階講堂
- 3 受験願書の受付期間
平成 30 年 8 月 24 日から同年 9 月 14 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
三重県県土整備部防災砂防課砂防管理班及び各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要綱を参照してください。

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合から次のとおり理事の退任の届出がありました。

平成 30 年 8 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

退任理事

加藤とら 桑名市多度町小山 1025 番地

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年8月17日

三重県知事 鈴木英敬

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 電子県庁・電子自治体推進用パソコン 1,656台 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成30年7月18日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市あかつ台4丁目6-3
三重リコピー株式会社 代表取締役 松田 幸久 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 169,500,000円
契約金額 183,060,000円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成30年6月1日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
